

令和5年度 第1回  
朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会

令和5年7月3日

都市建設部 みどり公園課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 回朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会	
開 催 日 時	令和 5 年 7 月 3 日（月） 午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 2 時 0 0 分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所別館 5 階 5 0 1 会議室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	会議録の確認方法  会長・副会長による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者  1 人	

令和5年度 第1回朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会

令和5年7月3日(月)

午前10時00分から

午前12時00分まで

朝霞市役所別館5階501会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 国道254号BP沿道活性化の方向性について

(2) 内間木公園拡張整備基本構想骨子案について

3 閉 会

---

出席数(12人 うち1人は代理出席)

委 員 長	久保田 尚
委 員	高橋 隆
委 員	渡辺 淳史
委 員	松村 隆
委 員	荒川 英治
委 員	蕪木 利秋
委 員	大野 政春
委 員	松尾 哲
委 員	高橋 浪治
委 員	小川 裕嗣
	(代理 小野)
委 員	大貫 利巳
委 員	高田 諭

欠席委員（４人）

副 委 員 長	町 田 誠
委 員	須 永 大 介
委 員	山 崎 茂 治
委 員	青 山 明

---

事務局（１０人）

事 務 局	都市建設部長	山 崎 明日香
事 務 局	審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長	宇 野 康 幸
事 務 局	都市建設部長次長兼開発建築課長	村 沢 敏 美
事 務 局	みどり公園課長	大 塚 繁 忠
事 務 局	みどり公園課課長補佐	松 下 俊 一
事 務 局	みどり公園課みどり公園係長	高 橋 大 輔
事 務 局	みどり公園課みどり公園係主事	菊 地 理 浩
事 務 局	まちづくり推進課主幹	高 橋 俊 郎
事 務 局	まちづくり推進課区画整理係長	四 方 田 洋 子
事 務 局	まちづくり推進課区画整理係主査	野 島 陽 太

【配付資料】

全体の検討スケジュール

- ・資料１ 国道254号BP沿道活性化（エリア別）の方向性について
- ・資料２ 内間木公園拡張整備検討資料

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎1 開会

高橋みどり公園係長

「令和5年度第1回 朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会」の開催にあたりまして、「市政の情報提供及び審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、本委員会は原則公開とさせていただきます。つきましては傍聴者がいる場合には、開会前に入室を許可したいと存じますがよろしいでしょうか。

（委員 はい）

いまのところは傍聴希望者はおりませんが、委員会途中で傍聴希望者がいらっしゃった場合は随時お入りいただきますのでよろしく願いいたします。

この委員会の開催成立についてですが、朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例第7条第2項で委員会は委員の過半数が出席しなければ委員会を開くことができないこととしていますが、本日は16人中、現在12人（うち代理1人）の出席ですので、会議が成立しますことをご報告いたします。

なお、県土整備事務所の小川委員につきましては、所用のため欠席となっておりますが、代理で朝霞県土整備事務所国道254号バイパス整備担当部長の小野様にご出席をいただいています。また、町田委員、須永委員、山崎委員、青山委員につきましては事前に欠席のご連絡をいただいています。それでは開会にあたりまして、都市建設部長の山崎からご挨拶を申し上げます。

### ○山崎都市建設部長

皆さんおはようございます。都市建設部長の山崎と申します。

本日はお暑い中、「令和5年度第1回朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会」にご出席いただき、ありがとうございます。この検討委員会は本年度最初の開催となります。委員会の名前が「内間木公園拡張整備等検討委員会」となっており、大変分かりづらいという指摘を昨年度も受けていますが、テーマとしては大きく2つあり、国道254号バイパスの開通を見据え、その沿道の活性化をどうしていくかというテーマがひとつ。もうひとつはその沿道にあります内間木公園について旧憩いの湯跡地を含めた拡張整備をどうしていくかという、この2つのテーマを取り上げています。どちらも朝霞市には重要なテーマでありますので、ぜひ皆さまからご意見をいただきたいと考えております。

また、国道254号バイパスにつきましては、今年7月下旬に志木区間の開通が予定されているところで、次はいよいよ朝霞だということも皆さまの期待も大きいかと思えます。ぜひこの委員会での議論がより良い方向に向かっていくように、われわれも全力を尽くしますのでどうぞよろしく願います。

たします。

○高橋みどり公園係長

ありがとうございました。続きましてお手元の資料の確認をさせていただきます。「次第」、「資料1 国道254号バイパス沿道活性化の方向性について」、「資料2 内間木公園拡張整備検討資料」、「全体のスケジュール」以上となります。不足はございますでしょうか。

次に発言時のお願いですが、本会議の会議録を作成するにあたり録音をさせていただきます。つきましては発言をする際には挙手をしていただき、委員長が委員のお名前を呼んでから発言をお願いいたします。説明は以上です。朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例第5条第2項において、委員長は会務を総意する、と規定されておりますので、以後の議事進行につきましては久保田委員長にお願いいたします。それではよろしくをお願いいたします。

○久保田委員長

皆さまおはようございます。会議の前に、今回から新たな委員にご就任いただいております。朝霞消防署の人事異動に伴いまして新たに大野委員に就任いただいております。それから下内間木町内会長の交代に伴って新たに青山委員にご就任いただいております。本日はまだお越しでないです。それから埼玉県の人異動に伴って新たに小川委員に就任いただいております。

では簡単にそれぞれ自己紹介をお願いしたいと思います。ではまず大野委員からお願いします。

○大野委員

皆さまおはようございます。朝霞消防署長の大野です。どうぞよろしくお願いいたします。

○久保田委員長

今日は埼玉県の小川委員に代わりまして、代理の小野さんをお願いします。

○小野委員

朝霞土建事務所所長の小川の代理でまいりました、254号バイパス担当部長の小野と申します、本日はよろしくお願いいたします。

○久保田委員長

議事に入ります。議題（1）国道254号バイパス沿道活性化エリア別の方向性について、を議題とい

たします。では事務局の説明をお願いします。

## ◎2 議題

### (1) 国道254号バイパス沿道活性化の方向性

#### ○野島まちづくり推進課主査

それでは説明を始めます。まず資料の「全体の検討スケジュール」をご覧ください。令和4年度第3回検討委員会では現況整理、市民アンケート調査結果を踏まえて、国道254号バイパス沿道活性化の方向性、内間木公園拡張整備等の方向性について議論しました。今回の検討委員会では国道254号バイパスについては、国道254号バイパス沿道活性化の方向性、沿道活性化の整備手法について、また整備手法のひとつである地区計画についてご意見を伺いたいです。

では国道254号バイパスの沿道活性化の方向性についてご説明します。資料1の「国道254号バイパス沿道活性化、(エリア別)の方向性について」の表紙をめくって1ページ目をご覧ください。

こちらは前回の振り返りを含めたページです。ページ中段ではアンケート結果から多く意見があったものについて、沿道活性化を考える上でのキーワードとして抽出しています。キーワードは自然、防災、利便性、活性化、安全な歩行空間です。これらのキーワードを基に下段には国道254号バイパスの整備を契機とした今後の方向性としてまとめさせていただきました。内間木地域全体の防災・減災・緑の保全と、国道254号バイパス沿道の土地活用による利便性の向上・地域活性化の両立を図るため、都市計画によるルール作りが必要。

特に利便性向上・地域活性化に向けて、内間木地域の立地条件、今後の国道254号バイパス整備を見据えると、市内外から人が訪れる交流拠点として目的地となるような魅力的拠点整備が必要であり、内間木公園及び旧憩いの湯跡地はその適地となり得る。としました。

続いて2ページ目をご覧ください。こちらのページでは国道254号バイパス沿道をエリアごとに①～⑥のエリアに分けています。防災・減災と自然保全・地域活性化の両立のための適切な土地利用を図るため都市計画を活用したルール作りを行う中で、各エリアの特性を踏まえた沿道活性化の可能性を検討していきます。

国道254号バイパス沿道のエリアに想定される道路機能の(案)としてはアンケートの結果から内間木地域の住民・就業者が日常的に利用する日常生活サービス機能。市内の住民が主に利用する商業機能。国道通行車両が主に利用する沿道サービス機能。市外からも人が訪れ地域と交流し賑わいをもたらす交流拠点機能。周辺地域の住民が利用する保健・医療・福祉機能。地域の既存産業の活力向上に資する産業機能。新たに誘致する広域産業拠点機能を挙げています。

内間木公園の拡張整備については、市民のみならず広域から人を呼び込む地域活性化の拠点として

整備を検討します。

次に3ページ目をご覧ください。こちらでは沿道エリアの①～⑥の現況、特性を整理し、沿道活性化を行う上での留意点をまとめています。整理した項目としましては、土地利用の現況、道路関連、施設の立地状況、バイパス整備についてです。

各エリアの留意点についてご説明します。エリア①-1、朝霞第9小学校の立地するエリアになります。こちらのエリアにつきましては、現在多くが畑として利用されているため、都市基盤が未整備であること。国道254号バイパスは高架区間となっており、バイパスからの直接的な沿道利用は難しいこと。第9小学校が立地していて通学路もあることから安全な歩行空間の確保が必要になることなどに留意が必要となります。

次にエリア①-2、こちらエリア①-1のバイパスを挟んで、東側のエリアになります。こちらのエリアにつきましては既に工業系の土地利用・建物利用がされている。土地基盤も一定程度整備されていることなどに留意が必要となっています。

続いてエリア②-1、こちらは朝霞調節池があるエリアです。こちらのエリアにつきましては朝霞調節池が立地していて緑が豊かなところ。調節池は水害対策としての機能だけではなく、レクリエーションの場として利用が期待されていることなどに留意が必要となります。

次に②-2、朝霞調節池のバイパスを挟んだ東側のエリアです。こちらのエリアは、朝霞調節池の立地するエリアに隣接していること。田畑が一部の残り既存の建物も立地していること。道路幅員の狭い道路が多く、国道254号バイパスの大部分が高架区間となり、バイパスからの直接的な沿道利用は難しいことなどに留意が必要となります。

続いてエリア③、県道79号線、朝霞・蕨線とバイパスの交差点の南側のエリアです。こちらのエリアは、既に住宅系と工業系の土地利用・建物利用がされていること。都市基盤は一定程度整備されていることなどに留意が必要となります。

次にエリア④、内間木公園、旧憩いの湯跡地、朝霞市クリーンセンターなどが立地するエリアです。こちらのエリアは内間木公園等の市有地が存在すること、国道254号バイパスと県道79号線の交差点であり、新たな交通結節点としてのポテンシャルを有する土地であることなどの留意が必要となります。

続いてエリア⑤、国道254号バイパスとJR武蔵野線が交差するエリアです。こちらのエリアは、地盤が低くなっているため、国道254号バイパスに止水壁が設置される予定があること。高架下の利用方法も含めた検討が必要なことなどに留意が必要となります。

次にエリア⑥、こちらエリア⑤の北西のエリアです。こちらのエリアは、国道254号バイパスと新河岸川との間が広いが、土地利用するための道路が整備されていないこと。近隣に朝霞地区4市共用火

葬場の候補地に挙がっている土地があることなどに留意が必要になります。

次に資料の4ページをご覧ください。3ページでご説明した各エリアの留意点を踏まえながら国道254号バイパス沿道の活性化に向けて、大規模物流倉庫などの広域産業拠点機能。既存産業の活力を向上させる工場や作業所。特別養護老人ホームなどの保健医療施設機能。道の駅、文化・スポーツ、芸術拠点施設などの交流拠点機能。ガソリンスタンドなどの沿道サービス機能。大型商業施設や総合スーパーなどの商業機能。コンビニや郵便局などの日常サービス機能などを立地させていくか、また立地させていくにはどのような整備手法がよいかということを検討していきます。

次に資料5ページをご覧ください。こちらは令和4年第2回検討委員会でお示しした資料の再掲です。市街化調整区域などの国道254号バイパス沿道活性化の整備手法としては、主にこのページに記載している開発許可制度、土地区画整理事業、市街化区域編入、地区計画の4種類が挙げられます。

A、開発許可制度は開発行為を許可制にすることによって都市の周辺部における無秩序な市街化を防止し、宅地に一定の水準を確保することを目的とする制度です。市街化調整区域で開発行為の許可を得るには、都市計画法第34条の立地基準に適合させる必要があり、建築できる用途は市街化を促進する恐れがないように限定され、例えば新しく工場などを建設することは困難となっています。

B、土地計画整理事業では一定の区域で道路や公園などの公共施設を整備して、個々の土地の条件を考慮しながら土地の再配置を行うことで総合的に基盤整備を行う手法です。土地区画整理事業に関しても開発許可制度と同じく都市計画法第34条の立地基準に適合させる必要があります。開発許可制度と土地区画整理事業は基本的には地権者の方々からの発意により個々に事業が実現する手法であること。市街化調整区域では立地基準に一定の制限があることから計画的に、かつ周辺環境への配慮や目指す土地利用を促進するためにはCの市街化区域編入や、Dの地区計画などの手法を組み合わせることが必要と考えられます。

C、市街化区域に編入する方法です。市街化区域とはおおむね10年以内に優先的、かつ計画的に市街化する区域と定義されており、市街化区域への編入にあたり、市街化区域と市街化調整区域との区分に関する見直し要領が決定権者による埼玉県によって定められています。立地基準は市街化区域編入に合わせて定めた用途地域ごとに建築基準法で定められています。

D、地区計画とは共通した特徴をもっている場所を範囲とする地区を単位として、公園や道路などの配置や建築物等の用途、形態に関する事項を定め、地区の特性に応じてきめ細やかなルールを定める計画です。立地基準は地区計画で定めます。地区計画で定めた用途は市街化調整区域においても建築することが可能になります。

これらの4つの整備手法の組み合わせについてご説明します、次の6ページをご覧ください。

6ページに示しているものは、整備手法の組み合わせのイメージです。まずAの開発許可制度、ま

たはBの土地区画整理事業のうちどちらの手法で行うか。さらにA、BそれぞれでCの市街化区域編入を行うか否か。

Bの地区計画については市街化区域編入を行うのか、行わないのかによって定める目的が変わってきます。Cの市街化区域編入を行う場合は、用途地域の指定内容を含む地区の特性に応じ、例えば用途地域の土地、立地基準では住宅と工場が立地可能な地区で住宅の建築を制限し、工場が建築されるように建築物の用途を制限することや、例えば建築物の高さの最高限度を定めて光や圧迫感、景観に配慮することなどを目的として定めます。

市街化区域編入を行わない場合は、市街化を抑制すべき区域という市街化調整区域の性格を変えない範囲で土地利用、建物利用を適正に誘導すること。たとえば市街化調整区域で制限されている工場などの用途について、市街化を促進しない範囲で立地基準を定め建築を可能にし、土地利用を図ることなどを目的に定めます。

地区計画を定める目的は少々変わりますが、地区計画は先ほど5ページ目でもご説明しましたが、共通した特徴をもつ範囲に配慮して、地区の特性に応じたきめ細やかなルールを定める計画であることから、道路や公園の配置、建物の建て方やまちなみのルールを決めるなど、計画的に沿道活性化を図ってためにはどの組み合わせであってもDの地区計画を定めることが必要だと考えられます。

本日の検討委員会では、今後都市計画のルールとして地区計画について検討を進める方向でよいか、皆さんにご意見を伺いたいです。

続いて7ページをご覧ください。地区計画で具体的にどのようなことを定めることができるかご説明します。ページ左側の中段をご覧ください。地区計画で定められる内容はたとえば立地できる建築物の用途を限定して調和を図ること。日影や圧迫感を考慮して建築物の高さを抑えること。建築物の敷地内に植栽などを確保して緑化を推進すること。壁面の後退や塀の高さを制限して、解放的な歩行空間とすること。敷地内にオープンスペースをつくるなど、ゆとりある土地利用を誘導すること。道路や公園、雨水貯留浸透施設等の地区施設の配置や規模を定めること。住居の高床化や敷地の嵩上げを行い、水害に備えることなど。居室の高床化や敷地の嵩上げを地区計画で定めることについては令和3年の法改正で可能になりました。

ページの右側の中段をご覧ください。地区計画で配置や規模を定めることができる地区施設の事例を掲載しています。緩衝緑地、区画道路などについて幅員や配置を定めることができます。公園や雨水対策のための調節池などについて規模や配置を定めることができます。

次に8ページをご覧ください。地区計画の事例を幾つかご紹介します。まず事例1、杉戸屏風深輪地区をご覧ください。こちらは開発許可制度、市街化区域編入、地区計画の整備手法を組み合わせた事例になります。緑に囲まれた田園環境と調和した産業基盤を計画的に整備することを目的として市

街化区域の編入を行い、地区計画を定めています。地区計画では地区施設として区画道路、公園、緑地、水路、調節池を定めています。建築物等の制限では当該地区内の工場で製造、加工する製品を主に販売する附属施設で店舗等に供する部分の床面積の合計が200㎡以内のものが建築可能としています。また敷地面積の最低限度や壁面の位置の制限、建物の高さの最高限度なども定めています。

次に9ページをご覧ください。右側事例4、菖蒲インター地区をご覧ください。こちらは開発許可制度と地区計画の組み合わせです。交通結節点としての特性を活かし、地域の活性化に寄与する緑の多い産業流通団地を形成することを目的に、市街化調整区域における地区計画を定めています。

地区計画では地区施設として区画道路、公園緑地、緩衝帯、調節池等を定めています。建築物等の用途の制限では工場等の他、農業生産物を販売する店舗等、飲食店、その他これらに類するものうち延べ面積150㎡以内のものを建築可能としています。また建ぺい率の最高限度、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度などについても定めています。

次に13ページです。左側事例11、国道254号バイパスふじみ野地区をご覧ください。こちらは土地区画整理事業と市街化区域の編入、地区計画の組み合わせになっています。産業拠点に相応しい工業団地の形成、田園産業都市の形成を図るため、市街化区域編入を行い、地区計画を定めています。地区計画では地区施設として区画道路、緩衝緑地、緑道等を定めています。

建築物等の用途の制限では、工場等の他、店舗に供する部分の床面積の合計が150㎡以下、かつ当該地区内の工場で製造、加工された製品を主に販売、または提供することを目的とする店舗等を建築可能としています。その他、敷地面積の最低限度、壁面位置の制限、高さの最高限度、緑化率の最低限度などを定めています。

また土地利用に関する事項として埼玉県条例に基づいた貯留量を有する雨水流出抑制施設の設置及び管理をすることを記載しています。

次にページ右側の事例12、遠藤打越をご覧ください。こちらは土地区画整理事業と地区計画の組み合わせになっています。地域特性に配慮し緑豊かな文化的な都市環境を形成することを目標に、市街化調整区域における地区計画を定めています。

建築物の用途の制限では、店舗、飲食店、その他これらに類するものうち、延べ面積500㎡以内のものを建築可能としています。その他、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度などについて定めています。地区計画の事例についてご紹介しましたが、それぞれの地区の特性に合わせてさまざまなルールが定められていることがわかるとおもいます。

本日はこのように特性に応じた細やかなルールを定められること、計画的に沿道活性化を図っていくための整備手法の組み合わせでは地区計画を定めることが必要と考えられることから都市計画のルール作りとして、地区計画について検討を進める方法でよいかご意見を伺いたいと考えております。

説明は以上です。

○久保田委員長

はい、ありがとうございました。それではここまでのところで皆さまからご意見やご質問をいただきたいと思います。ご意見のある方、挙手をお願いします。

私の方から、まず全体の整理として伺いたいのですけれど、4つのA、B、C、Dという選択肢が5ページにあって、関係性を示しているのが6ページになります。1つ目の質問で、市街化区域編入という線引きの見直しは、埼玉県で行いますが、この委員会としてどういう立場で議論するのか、ここでは決められないためどうするか。

2つ目の質問で、地区計画について、これは基本的には地権者の方とか地元の方からの発意でこういうことを決めてほしいという要望があって出来上がってくるのだと思うのですが、この委員会ではどこまでそのことを議論するのか。この2つを議論の土台として理解しておきたいため、教えてほしいです。

○高橋まちづくり推進課主幹

委員長がおっしゃるように市街化区域への編入は県決定になりますので、市の方で決められる都市計画ではありません。地区計画については市決定で決めることができます。もちろんその場合は、地元地権者の発意や合意形成がないと、地区計画を都市計画決定することはできません。ご存知のように内間木地域は市街化調整区域であり、事例を見ると、どの地区も地区計画によってルール作りをしているのが共通です。今後地元の地権者の方々のご依頼のある段階で、最終的なまちづくりの手法として地区計画というのが見えるのではないかということで、市としての方向性として地区計画を決めるにあたってのルール作りを、この委員会の中で決めたいと考えています。

○久保田委員長

地区計画を決めるためのルール作り。ルールそのものは地元の方と議論して、決め方のルールを委員会で決めるということですか。

○高橋まちづくり推進課主幹

そうです。沿道利用の活性化などを図っていくには地区計画という手法があり得ると、市としては考えており、地区計画についてもどのように決めていくかは最終的に市と地元の方との合意を図りながらになると思いますが、方向性として地区計画のルールとしてどういうものが考えられるか、方

向性を決めたいとおもいます。

○久保田委員長

おそらくエリアごとに内容がかなり違いそうですね。メニュー出しをするというイメージですか。

○高橋まちづくり推進課主幹

おっしゃる通りです。沿道にはさまざまな規制がありますので、たとえば賑わいを創出する部分、出来上がったけれど保全がどうなるかという部分、それぞれ地区の特性があるので、それぞれのメニューについて委員の皆さまと一緒に方向性を決められたらと考えています。

○山崎都市建設部長

他自治体ですと、調整区域における地区計画ガイドラインを作った自治体が幾つかございます。調整区域は比較的開発を抑制すべき地区として定められているところが多いです。その中でも土地利用したいという方に向けて、こうすれば地区計画を作ることができるということをガイドラインとして示すものです。われわれの方でもそのようなものを研究している段階で、内間木地区は市街化調整区域ですが、バイパスができる中で、ある程度土地利用したいという方もおそらくいると思います。ガイドラインがあることでその方々と話しがしやすくなるのではないかと考えています。

一方で、自然や防災等この地区の共通の課題というものもあるので、地区計画を考えるのは地域の方々だが、地域全体の共通した課題については内間木地域全体で考えていく。例えば雨水をどうやって溜めていくべきか、ここの区間をどのように確保すべきかについては、ある程度共通のルールを作ってもいいのではないかと市の方でも考えています。細かい土地利用の方針を決めるのは地権者ですが、この地域ではなにを大事にするのかという大きな方針をガイドラインの中で示すために、この委員会でご意見をいただきながら決めていきたいと考えています。

○久保田委員長

ありがとうございました。よく分かりました。その前提で協議をしたいと思います。では皆さんいかがでしょうか。6ページでいうと、選択肢が幾つかありそうですね。でもいずれにしろ地区計画は必要だというのがこのページですね。その選択肢は4つあるのですが、それぞれ事例があるということは、それぞれメリットもデメリットもあると思います。皆さんのご意見や市のご提案等何らかの手がかりで選んでくことになると思うが、どうしたらいいですか。

○高橋まちづくり推進課主幹

6 ページの関係だと思いますが、いずれの手法も、地区計画という制度が必要になります。土地区画整理事業など違う手法を入れていく場合は、区画によって相当ハードルが高く、市がある程度予想できているもの、例えば、あずま南地区という今回の場所の地図で見ると、2 ページのエリア①-1の下の方に青と赤で塗られているところがあるが、ここは市街化調整区域で同じような場所だったのが、一足先に区域区分の変更をして市街化区域に編入し、土地区画整理事業を行いました。赤の部分については開発許可が出ていますが、そこについては地権者の合意形成がある程度固まっています、そういった動きがありました。

今回は、まだ具体的に全体的な動きがありませんので、地区計画を定めることによって、地域の地権者の合意が固まってくれば、もちろん市街化区域に隣接してないと厳しい部分がありますが、市街化区域の区域区分の変更などを検討したいと考えています。例えば、エリアの①-1は地区計画のガイドラインを示すことによって、土地区画整理事業の実施が今後出てくる可能性はありますけれど、いまの時点でそういった動きがない段階ですので、市の方では土地区画整理事業まで行うというのは難しいと考えています。

○久保田委員長

そうすると6 ページでは右から攻めるということですね。大変よく分かりました。何かあるでしょうか。

7 ページで、地区計画ではいろいろなことができそうだと書いていますが、かなりの自由度があるので、地元が合意すればいろいろなルールが決められる。各エリアでどのようなルールを決めればよいか、ご提案いただければと思います。敷地の嵩上げみたいなものもルールとしてはあり得ると思います。お願いします。

○大貫委員

いろいろな手法があり難しい話になってしまうので、地権者に示す際には、ある程度こういうメリット、デメリットで、どういう用途が一番適しているエリアなのか示した上で提案しないと難しいと思います。

それと、私は内間木地区に住んでいますが、懸念しているのは、国道254号バイパスができましたら車が通過するだけで何もそこにはお金が落ちない、交流がないと一番残念な結果になってしまうので、なおかつ市の財政というところを考えると、人も来るし、お金も落ちてということで税金が取れるかどうか分からないが、そういうことが行われる施設がきちんとできるようなところを沿道に造る

という方向性を狙っていくといいと思います。

○久保田委員長

ありがとうございます。その他どうでしょうか。別紙2の2ページに床を高くしている写真が載っています。仮に、地区計画でこのエリアは床を上げなさいとか、敷地の高さを上げなさいとなった場合に、既存の家はどうなりますか。

○高橋まちづくり推進課主幹

地区計画を定めたエリアで、嵩上げや居室の床の高さを浸水想定深より高くするというルールを決めた場合、今後建て替えした際にはそういうルールに従うことになります。

○久保田委員長

地元の方も家を建てて昔から住んでおられる方も、ルールが決まったら建て替えの時にはこのルールに従っていただくことになるのですね。結構地元の方にとっては非常に大きな意味を持つルールだと思います。地区計画が決まればそのエリアではそれに従っていただくということも踏まえ、それぞれどういうルールがいいのかをご意見いただきたいです。先程おっしゃったガイドラインというようなイメージが分かると皆さんご意見をいただきやすくなるので、次回はガイドラインの素案みたいなものがあるといいと思います。

○山崎都市建設部長

委員長がおっしゃる通り、今回専門的な内容が多くて皆さん議論しづらい内容だったとわれわれとしても反省すべき点とっておきまして、おっしゃる通り最終的にはガイドラインというものにまとめてそれを基に地権者の方とお話をしていくのが次のステップだと考えています。そのガイドラインを作るにあたりどのようなことを大事にすべきかについて、この委員会でご議論をいただけるように、次回はそういった資料の仕立てにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○久保田委員長

分かりました、本日は市でお考えになっている方向性が理解できましたので、次回はそういうことでガイドライン素案について議論できるようにお願いしたいと思います。

それではよろしければ、今度は公園のことで、議題（2）「内間木公園拡張整備等における基本構想骨子案」を議題としたいと思います、ご説明をお願いします。

## (2) 内間木公園拡張整備基本構想 骨子案

### ○松下みどり公園課長補佐

それではご説明に入らせていただきます。松下と申します、よろしく申し上げます。内間木公園拡張整備基本構想につきましては、これまでも検討委員会におきまして委員の皆さんに多くのご意見等頂戴し、拡張整備に向けた互いの認識や意見交換ができた他、市民の方へ市民アンケートなどを実施しました。

本日は基本構想策定において、これまで議論されてきた内容や基本構想における骨子案、公園拡張整備規模の検討等について説明をします。内間木公園拡張整備検討資料の1ページをご覧ください。内容としまして、Ⅰ. これまでの内間木公園拡張整備に関する議論の整理・今回の議題。Ⅱ. 内間木公園の拡張整備基本構想 骨子案。Ⅲ. 内間木公園における基礎条件の整理。Ⅳ. 内間木公園拡張整備手法の検討、です。

続いて2ページになります。Ⅰ. これまでの内間木公園の拡張整備に関する議論の整理・今回の議題になります。検討委員会は、これまで令和4年度に計3回開催しました。令和4年度第1回の検討委員会では、旧憩いの湯跡地を内間木公園の一部として拡張することを明示しました。

続いて第2回検討委員会。ここでは内間木公園拡張整備における検討課題を整理しました。内容としましては、既存スポーツ施設を活用しながら既存利用者とバイパス利用者の両者に向けたサービス向上の検討が必要です。旧憩いの湯跡地に新たな利便施設を設置し、公園の魅力向上や地域の防災力向上を図ることが必要です。また民間事業の資金やノウハウを取り入れることで魅力的な整備内容の提案やサービス向上、市の財政負担軽減を図ることが必要と、大きくこの3点の課題がございました。

続いて第3回検討委員会。この回では国道254号バイパス沿道の方向性や現状の整理、アンケート調査結果を踏まえたコンセプトとサブコンセプトの設定を行いました。内間木公園の方向性として、防災・減災や子供たちの遊び場等の市民ニーズに応えながら、国道254号バイパスの整備とあわせ、市民のみならず広域から人を呼び込む地域活性化の拠点としての整備を提供することとし、コンセプトとしましては、「市民と来訪者をつなぐ憩いと交流が生まれる公園」。サブコンセプトとしましては、①スポーツ、②憩い・自然・遊び、③防災・減災、④広域交流というかたちで設定しました。

以上がこれまでに議論された内容でございます。そして一番下が今日の検討委員会における内容になります。次に3ページをご覧ください。

Ⅱ. 内間木公園拡張整備基本構想 骨子案でございます。現在考えている目次としましては、

1. 基本構想策定の概要。まずここで基本構想策定に至った背景・概要・方向性を説明いたします。2. 対象地の概要。3. 現状・課題の整理、こちらでは図面などを用いて分かりやすく記載しま

す。4. アンケート等調査結果、こちらでは令和4年11月から12月に行われたアンケート結果を記載しております。5. 国道254号バイパス沿道整備における位置づけ。内容は沿道整備の検討概要、内間木公園が含まれるエリアの位置づけを整理します。6. 基本構想の検討。こちらでは①コンセプト、②整備方針、③基本構想の3つに分けて整理しております。なお、③基本構想につきましては、ゾーニング図に各ゾーンの整備の考え方を図示する他、イメージパースを用いて作成する予定となっております。

続いて7. 拡張整備手法の検討。拡張整備手法を比較検討し最適な整備手法を選定。こちらにつきましては後ほど詳しく説明させていただきます。続いて8. 事業スケジュール。9. 最後に今後の課題ということになります。

続いて4ページをご覧ください。こちらの資料2は、骨子案と詳細資料として載せております。これにつきましては、1. 現状・課題の整理。①上位・関連計画における位置づけ。②社会動向。③対象地周辺の現況。④対象地の現況。⑤現状の整理を踏まえた課題の抽出となります。こちらについては、先ほど骨子案に入れ込んだ課題について、詳細に対応する予定としております。

続いて2. 拡張整備手法の検討。対応としては、①整備手法の整理・検討。②活用可能な補助制度について詳しく記載しております。

3. アンケート調査の概要・分析。続いて4. パブリックコメントの実施。5. 巻末資料としまして、①策定体制。こちらには検討委員会の運営を記載しております。②検討の経過。委員会やアンケート調査、パブリックコメントの経過を整理しております。③朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会条例を記載しております。以上が現在提案させていただいている基本構想の各項目になります。

続きまして、5ページをご覧ください。IV. 内間木公園における基礎条件の整理です。1. 本事業での整備範囲として内間木公園を市内外から訪れる人々の交流の拠点とするため整備内容を検討していくため、また、跡地について拡張整備を進めることが望ましいと考えています。一方で、右側の表1に記載の通り、内間木公園内にあるテニスコートと弓道場の利用率が非常に高いこと、またソフトボール場は利用率が26.8%ではございますが、朝霞市内において貴重な施設となっていることから、これらのスポーツ施設内は残して現状のまま機能を維持することが求められると考えています。

図1に全体像があります。拡張整備の中心となる範囲で全体右下、青い部分で示しています。こちらには旧憩いの湯跡地の他、既存の駐車場、ゲートボール場を含んでおり面積は約1haとなっております。なお、拡張整備に関しては民間の力を導入し活用方法の提案が必須となると考えています。

続いて既存の機能を原則残す範囲を緑色で示しています。既存のテニスコート、弓道場・ソフトボール場は残す方向でありますが、民間事業者において整備を実施する際にはこれらを改善、改修する提案を妨げないものとして考えています。

これら拡張整備範囲の中心となる青い部分、既存の施設を残す緑の部分を含めた範囲が全体の事業範囲オレンジ色の点線で囲む部分となります。以上が基礎条件の整理となります。

続いて、6ページをご覧ください。既存建築物の整理でございますが、内間木公園内での既存の建築物は下記の通りになっています。弓道場と四阿になります。なお、既存建築物の建ぺい率は公園に対して換算しておりますが、これらの施設以外にも建築物の可能性があるため、今後官民連携手法の活用に向けて精査を行ってまいりますので、面積要件の変更がある可能性があります。

続いて7ページをご覧ください。整備可能な建築面積の整理でございます。都市公園の建築を行う際に建ぺい率は以下のような制限があります。

- ・(都市公園法第4条第1項) 公園施設として設けられる建築物の建ぺい率は原則敷地面積の2%を上限とする。
- ・(都市公園法施行令第6条第2項、朝霞市都公園条例第1条の4) により休養施設、運動施設、教養施設、災害応急対策に必要な施設等は10%を上乗せが可能となります。
- ・(都市公園法施行令第6条第6項) によりPark-PFIを活用して公募対象公園施設を設置する場合は10%を上乗せが可能となります。

Park-PFIでございますが、「公募設置管理制度」のことを言いまして、公園利用者の利便向上が図られるカフェやレストラン、売店などの公募対象施設の設置・運営と、これらの施設が生じる利益を活用してその周辺の広場等、公園利用者の利用できる特定公園施設の整備改修等を一体的に行うものを公募によって設定する制度でございます。

なお、今後対象公園施設を設置する場合の建ぺい率10%の上乗せにつきましては2点目で示した休養施設等と公募対象公園施設と合わせて10%の上乗せということになります。

次に記載している表において、内間木公園の拡張整備を行う際の現状、内間木公園についての建ぺい率や敷地の拡張のイメージ、どれだけの面積が建築可能となるのか要点を整理しております。

まず現状でございますが、内間木公園の敷地面積16,847.70㎡に対して建ぺい率は2%、上乗せ可能な10%、合計12%で、既存の内間木公園内の建築面積の上限は、上限面積の欄の合計欄をご覧くださいなのですが、2,021.73㎡になります。なお青字で記載しています通り、現状建築面積は498.36㎡であるため新たな建築可能面積は1,523.37㎡となります。

次に、ケース①のPark-PFIを活用しない場合です。ここでは内間木公園の敷地面積16,847.70㎡と拡張範囲となる旧憩いの湯跡地の敷地面積7,022㎡を合計した敷地面積23,869.7㎡で計算します。建ぺい率が2%、上乗せ可能が10%、合計12%で、拡張の敷地面積における建築面積の上限は上限面積の欄の合計欄に書いてありますように2,864.36㎡となります。青色の記載のところに現状の建築面積は498.36㎡であるため新たな建築可能面積は2,366㎡となります。

次に一番下のケース②、Park-PFIを活用する場合があります。ここでは先ほどのケース①Park-PFIを活用しない場合と同様、拡張後の敷地面積2,386.97㎡により計算します。建築面積の上限や新たな建築可能面積については、ケース①とまったく同じでございますが、先ほどご説明したPark-PFI公募設置管理制度を活用してカフェやレストラン、売店など公募対象公園施設を設置する場合は、この公募対象施設を含めて建ぺい率10%が上乘せ可能となります。右側に記載の通り、このPark-PFIを活用することで内間木公園において整備できる建築物の用途が広がり公園利用者の利便性向上が図られると考えています。続いて8ページになります。

IV. 内間木公園拡張整備手法の検討でございます。今後、内間木公園の拡張整備手法検討のため、民間事業者の資金やノウハウを取り入れ魅力的な整備内容の提案やサービス向上、市の財政負担の軽減を図りつつ、市内および広域から人を呼び込む地域活性化の拠点整備における最適な手法を検討する必要があります。

それから拡張整備を行っていく上で、最適な手法を検討する際、特に必要となる考え方につきましては一番下にあります表4に記載の通り、事業内容面、財政面、手続面の3つの視点が重要となります。内容としましては、事業内容面につきましては、民間事業者のノウハウが発揮されやすい、あるいは市としての意思が反映されやすい等、事業の内容面から見た時のメリット・デメリットや市民にとってより良いサービスが長期的かつ安定的に提供されるかどうかポイントとなります。

次に財政面、市の財政負担の軽減や支払いの平準化等の効果が見込まれるか等、事業に係る市の負担に関するメリット・デメリットを整理しています。

続いて手続面、事業実施にあたって必要となる手続に関するメリット・デメリットについて整理してあります。官民連携でやる整備手法を採用するにあたりまして、中でも多く採用されている4つの手法について整理したいと思います。

手法としましては、1. 整備手法の整理について・PFI方式・DB方式、・公募手続管理制度（Park-PFI）と・設置許可、以上の4つの手法がございます。9ページから、これらの整備手法について詳細な事例が記載されておりますが、24ページに、これらの整備手法について比較が載っていますので24ページをご覧ください。

整備手法のメリット・デメリット整理としまして、先ほどの4つの整備手法の位置づけ、比較検討を行います。まず左からPFI方式の内容でございますが、PFI法に基づき、事業で実施する全ての業務を担当する企業から構成される企業コンソーシアムが組成するSPCが施設の設計・施工・運営を一体的に実施する方式。それでSPCとはこのような業務を行うために設立される特別目的会社のことをいいます。PFI方式の財政面があるのですが、財政面については設計・施工・運営を一体に行うため一定程度の事業費の抑制が期待されますが、一

方でSPCの運営コストがかかって相応の事業規模以上でないと財政負担軽減のメリットが発揮されない。そういったデメリットがあります。

総合評価のところ、今回の事業規模・内容においては、財政負担軽減のメリットが発揮される規模ではないことが想定されます。

続いてDB方式、設計・施工を一体で行う民間事業者グループを同一の公募で選定する方式になります。その中央、事業内容面に関する運営者も一体に選定（DBO）することで民間事業者の総意工夫を活かした整備・運営が可能にはなりますが、他の手法と比較すると資金調達を公共で行う必要があるなど、コスト面でのメリットが少ないということが見られます。

次に3列目、公募設置管理制度（Park-PFI）の飲食店や売店等の公園利用者の利便の向上に資する「公募対象公園施設」の設置・運営と、当該施設から生ずる利益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる「特定公園施設」の整備・改修等を一体的に行う制度です。

事業内容面で、公募による選定であることや建ぺい率の特例、事業期間は最大20年間であることにより、民間事業者による意欲的な提案・投資の可能性があります。財政面では収益施設の整備に係る公共の費用負担はありません。また「官民連携型賑わい拠点創出事業」を活用することにより優先的に社会資本整備交付金が割り当てられます。一番下ですけれども、収益性が求められるリスクはありますが、民間事業者の資金やノウハウを取り入れやすい。公共の財政負担軽減効果も大きい等メリットが多い手法となります。

最後に一番右です。設置許可。公園管理者以外に対し都市公園における公園施設の設置を許可できる制度。財政面ですが、整備に係る公共の費用負担はございませんが、対象事業が民間施設の整備のみに限られ、拡張整備範囲全体に適用することはできない。一番下の総合評価にあるのですけれども、これらの整備手法についての総合評価でございますが、整備手法について総合的に評価するにあたり、民間資金を十分に活用し公園整備、維持管理に係る財政負担の軽減を図ることや、民間の総意工夫を積極的に取り入れ公園管理方法の向上を図るのか、皆さまよりご意見を頂戴し、最も適切な方法を取り入れていきたいと考えています。以上です。

○久保田委員長

はい、ありがとうございました。それではただいまの説明につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○大貫委員

財政面ではPark-PFIと思うのですが、そうなった場合に、この土地がいかに民間事業者に魅力的

な土地であるかというのが非常に重要だと思います。以前、朝霞県土整備事務所さんから国道254号バイパスの仮の設計案みたいなものを示された時には、ここのアクセスが非常に悪い状況で、どう見ても私だったらここに出店はしないなという状況だったのですが、その後の協議ではどうなったのか、教えていただきたいと思います。

○宇野都市建設部審議官兼まちづくり推進課長

いま公募の提案を呼び込むためには交通利便性、わきに国道254号バイパスが走っているだけでなく、公園にどうやってアクセスするのかというのは重要だと思っております、朝霞県土整備事務所の方にそういったものを含めて交差点の整備について要望を行っているというような状況です。上り下りからアクセスするような交差点整備の要望をいま行っているような状況でございます。

○久保田委員長

はい、お願いします。

○蕪木委員

ひとつ質問ですが、国道254号バイパスの右側に空地がありますが、駐車場の手前のところが反対側が駐車場になっているが、あれは市の土地ではないのですか。

○宇野都市建設部審議官兼まちづくり推進課長

外れているところですか。

○蕪木委員

いま大貫委員から少し話があったのですが、極端なことをいうと、この国道254号バイパスから直接入れれば、その土地が有効に使えればもっと有効になるのかなという感じもするし、何かつくるにしてもいまの朝霞の森もそうですが、駐車場が非常に狭いです。野球場もテニスの人も公園の人もみんな入るし、駐車場のエリアも含めてもう少しこのエリアを何か拡張できないかなというのがひとつです。それはどうなのでしょう。

○宇野都市建設部審議官兼まちづくり推進課長

道路を挟んで反対側を既存の駐車場として利用している部分がいま現在、オレンジの破線に入っていないですが、ここも含めたかたちで整備の方は希望していききたいと思います。

○蕪木委員

5ページのバイパスの黒い線と、オレンジの線の隙間があってその一部は道路だったり駐車場だったりしていると。

○山崎都市建設部長

こちらは市の土地ですが、そこまでは思いが至っていなくて、オレンジの線をバイパスまでくっつくように考えています。

○久保田委員長

ありがとうございます。いま2人にご指摘いただいた点、非常に大事なところだと思います。次回以降はそういう図に作り変えていただくよう、よろしく申し上げます。ありがとうございます、その他どうでしょうか。

○蕪木委員

ひとつはいま手法に対しては市役所の方でいろいろ検討していただいているので、それは専門家の方にお任せするとしても、いまの旧憩いの湯の跡地以外で、せっかく公園で何か作るのであれば、土地を広げる余地はないですか。何か従来の土地の中で、例えば人が集まるような公園づくりをするにはいまの野球場とテニスコートと弓道以外のところだけだと何かある程度限定されて、ある程度人集めも限度があるのかな、できればもう少し大きめに土地を足してという感じがするのですが。

○宇野都市建設部審議官兼まちづくり推進課長

貴重な意見をありがとうございます。ただちに拡張してという話は、ここではなかなかそういう計画はいまのところはありません。ただ先ほど言った、国道254号バイパスの沿道の全体の活性化の中ではそういった議論も可能かと思えます。まずはいまある内木間公園をプラスするかたちで市が持っている市有地の中で計画自体は全体的にやっていきたいと思っています。もちろん先ほど答えたバイパスの黒い線とオレンジのラインの間の土地については有効活用するという視点からエリア全体に含めるかたちですが、現時点で広げるというような計画自体はいまのところありません。しかし国道254号バイパスの全体の沿道の活性化の中でそういったことはまた出てくるのではないかと思います。以上です。

○久保田委員長

はい、ありがとうございます。期待をしたいと思います。さっきのエリア4とかエリア5の機能の中でそういう話が出てくる可能性はあるということですね。その他どうでしょうか、お願いします。

○松尾委員

私もせっかくだからです、将来的にはここをスポーツのメッカにするようにしたらいいのではと思います。体育協会などもありますし、いろいろスポーツをされている方は多いと思います。そういった方のご意見も伺いながらどんな施設があればいいのか、自分たちが使える施設があれば、皆さんここに行こうという風になると思います。ですから是非ここをスポーツのメッカとなるような公園づくりをしていただきたいし、シンボルロードも素晴らしくなったと思いますが、残念なのが日比谷公園の松本楼みたいなお店がない。キッチンカーが毎日のように来ていて素晴らしい取り組みだと思うのですが、ここは朝霞市の土地なのでそういったお洒落なお店を何店も作るができると思います。やはりスポーツのあとは食事をするとか、憩いの場所で食事をするというような、あそこを軽井沢のようにぜひ開発していただきたい。

○久保田委員長

素晴らしい、ありがとうございます。ではどうぞ。

○大貫委員

利用方法についてこういう意見があったので私からも、以前もちょっとお話ししたかと思いますが、荒川土手でかなりロードバイクを走行してサイクリングができるなど、本格的なロードバイクで利用している方がかなりいます。土日だと1時間にたぶん何十台という台数が通っているような状況です。よく見ていると朝霞水門のあたりで休憩を取られている。もしくは自転車の調子が悪くなって、場合によってはタイヤを外して何か修理している方がいらっやって、スポーツと他から呼び込んで交流ということを考えると、ここに何かサイクリング施設を作る必要はないと思うのですが、そういう方が休憩できるアクセスと、あとロードバイクはご存じのようにスタンドがないので、そこに掛けられるような施設を、カフェとか作っていただくとそういった方の利用とか交流が増えるのでいいのではないかなと思います。

○久保田委員長

魅力的なアイデアをありがとうございます。

○大塚みどり公園課長

2ページですが、昨年の第3回の検討委員会の方で、内間木公園の今後の方向性ですとかコンセプトというのは決めました。方向性に関しては、市民のみならず広域から人を呼び込む地域活性化の拠点として今後整備を検討していくというところで、それがコンセプトとしては市民と来訪者をつなぐ憩いと交流が生まれる公園。ではそのコンセプトに基づいてどういうものを取り入れたらいいかということでスポーツや弓道、憩い、自然、遊び、防災・減災、広域交流ということで、いまお2人の委員の方からもお話がありました。スポーツというキーワードがありますので、今後広域から254を使ってたくさんの人に内間木公園に来ていただいて、そこが地域の活性化の拠点となるように、どういうものを5ページの旧憩いの湯跡地を含めた内間木公園の再整備をしていくかですが、そこは今後どういうものを整備して民間企業の、整備に向けて手が挙がるように、どういうものを整備していくかというのを検討していきたいと考えています。

○久保田委員長

はい、ありがとうございました。是非いろいろな面白いアイデアが現実に行えるようにお願いします。その他どうでしょう。

根本的なことを前、県の方から教えていただいたのですが、そもそもそのへんはいつ頃できるのでしょうか。

○小川委員

この国道254号バイパスの朝霞市区間につきましては設計をしている段階でございます。正直まだ用地買収が結構進んではいるのですが、未買収のところもございますので、この段階でいつ整備ができるかというのは申しあげられません。ただ、何十年先とかという話ではなく、ちょうど冒頭の話でありましたように、今月の29日に富士見市と志木市の区間が開通します。志木市まで開通して、ではその間どうするかという話は当然きますので、もちろん渋滞の話とかそこらへんは重々国の方でも県の方でも重要視しておりますので、未整備の区間については重点的に急いでやっていくように考えておりますので、いま申しあげられるのはこの段階です。よろしく申し上げます。

○久保田委員長

ありがとうございました。その他どうでしょう。手法については、まさに24ページの下に総合評価があつて、Park-PFIでいきたいということがはっきり書いてあるような感じですが。特にこれは町田委員のご意見などもやはり、これは気にしていると思いますけれど、いまのところはこの右から2

番目のPark-PFIで前提に進めていきたいという、そういう市の意思表示だと思いますが、特にそれについては現時点では特にご異論ないようですね。ではもちろん今日決める訳ではありませんけれど、基本的にはこの線で議論を進めていきたいということによろしいですか。お願いします。

○高橋みどり公園係長

今後の予定ですが、全体スケジュールの右側の一番下のところになります。この赤が令和5年度の本日の方向性の設定に向けまして、本年度までの事業になりますので、基本構想の策定に向けまして、第2回、第3回の委員会で素案を検討し、その素案を、市民説明会、そしてその後パブリックコメントということで市民の方からご意見をお聞きしたと考えております。

○山崎都市建設部長

国道254号バイパスの方の都市計画によるルール作りの案というのが先ほどご説明いたしましたガイドラインのようなものに該当するのかなと思っております。ただこれも完成というものではなくて、まずはこれをもって地域の皆さまとお話しできる準備段階というものが一応できるのかなというふうに考えていますので、国道254号バイパスについては今年度末、しっかりしたものが定まるというものではないという状況です。

○久保田委員長

ありがとうございました。そうすると今日が第1回ですので第2回、第3回を踏まえて内間木公園についてはかなり市民の方にお示しするようなもの、それをつくらなければいけないということで整備手法、それからエリアでこういうものをつくっていくという案をパブリックコメントに今年度中に書けるというのが目標であることですね。

ということで第2回、第3回で詳しい議論をまたお願いしたいと思います。ありがとうございます。そうすると1番目と2番目それぞれについて、だいたい今日はご意見を頂戴したということによろしいでしょうか。全体を通して何かよろしいですか。ありがとうございました。そうしたら1番と2番が終わりましたので事務局から何かございますか。

○高橋みどり公園係長

事務連絡をさせていただきます。次回の第2回の委員会につきましては8月頃を予定しております。日程については調整させていただきます。決まり次第、ご連絡をさせていただきます。事務局からは以上です。

○久保田委員長

ありがとうございました。そういうことで次回8月の終り頃ですか、ご協力をいただきたいと思  
います。ではよろしければ第1回の検討会はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。